

(参考) 新旧対照表

- 一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて

(昭和34年3月30日保発第21号厚生省保険局長通知)

改正後 (新)	改正前 (旧)
第一 一部負担金の徴収猶予及び減免 一 一部負担金の徴収猶予 保険者は、一部負担金の支払又は納付の義務を負う世帯主又は組合員（以下「世帯主又は組合員」という。）が次の各号のいずれかに該当したことによりその生活が困難となった場合において必要と認めるときは、その者に対し、その申請により、6箇月 <u>（ただし、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金の支払又は納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）</u> 以内の期間を限って、一部負担金の徴収を猶予するものとする。この場合において当該世帯主又は組合員が保険医療機関等に対して当該一部負担金を支払うべきであるときは、当該保険医療機関等に対する支払に代えて当該一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。 1 震災、風水害、火災、その他これら類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。 2 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。 3 事業又は業務の休廃止、失業等	第一 一部負担金の徴収猶予及び減免 一 一部負担金の徴収猶予 保険者は、一部負担金の支払又は納付の義務を負う世帯主又は組合員（以下「世帯主又は組合員」という。）が次の各号のいずれかに該当したことによりその生活が困難となった場合において必要と認めるときは、その者に対し、その申請により、6箇月以内の期間を限って、一部負担金の徴収を猶予するものとする。この場合において当該世帯主又は組合員が保険医療機関等に対して当該一部負担金を支払うべきであるときは、当該保険医療機関等に対する支払に代えて当該一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。 1 震災、風水害、火災、その他これら類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。 2 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。 3 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。 4 前各号に掲げる事由に類する事由があつたとき。

により収入が著しく減少したとき 。 4 前各号に掲げる事由に類する事由があつたとき。	二～六 （略） 第二 （略）
二～六 （略） 第二 （略）	